議会改革・運営ビジョンの実現に向けた取り組み(一覧)

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び	15.55-5 1-45147	決定した実現方策等	
			検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	実施方法等	実施時期 例規改正等
市議会の 責務 (第22条)	議決の権限を行使し、市民の 意思を的確に反映	議員間の自 由討議の実 現	の答弁に終始しがちで、議員同 士の討議がなされていない。議 決に対して責任を持つために は、議員同士がしっかり議論を 行うことで、これまで以上に意見	ともに、多様な意見を代表する議員として、質疑や討論に加え討議による経過や議決の結果を市民に十分説明するため、議員間の自由討議を実施する	おいて、常任委員会を中心に実施する。 ・議会報告会や行政評価における議員間の自由討議の更なる充実が必要なことから、「自由討議の位置づけ」を明確にして実践していく。 ・政策的な課題に係る議員間の自由討議については、全議員参加型の「政策討論会」のプロセスを経る	の自由討議を重んじて活
		めのシステム づくり (議会報告会 を起点とした	形成の手順は規定されているも のの、市民の意見等を政策に 反映していくための仕組みや討	「全議員参加型の(仮称)政策討論会」を設置し、議員間の自由討議により、	識を図り、市民益の立場で全議員参加の議員間自由 討議により、合議体の議会としての政策立案・提言に 繋げるため「政策討論会」を実施する。	・開催要領を先例に規定 ・会議規則を改正し「協議 調整の場」と位置づける ・平成25年1月16日、第1 回政策討論会を実施
		条第2項によ る議決権の拡 大(政策決定	・重要な政策課題については、 議決事件を追加することで、政 策決定過程に議会が責任を持 ち、執行機関側と切磋琢磨する 必要があるため	権の拡大を進める	・重要な政策(個別計画)を議決事件として追加することにより、政策決定過程に議会が責任を果たすことを目的に議決権の拡大について検討した結果、現段階では議決事件の拡大は行わず、現在、議決事件としている基本構想基本計画について、責任をもって審議することとする。	
					・現状の他の課題を優先して協議することとし、現段階では検討は行わない。	

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び		決定した実現方策等		
			検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	実施方法等	実施時期 例規改正等	
		の場の創設 (議会報告	・市民との対話の場を増やしていくことが、議会への住民参加を促し、市民の意思を政策等に反映させることにつながる	・現在ある市民との対話の場の充実を図る	・各種団体等との懇談会など委員会活動をさらに推進。懇談会等の開催後は委員同士の討議を行い次の取り組みに繋げる。 ・委員会所管事務調査を全議員が情報共有し政策提言に繋げる。	•実施	
	の活動を	反映した行政 評価の確立と 行政評価の 決算・予算審			・基本構想基本計画の着実な推進を図るため、市民生活の視点、人口目標や財政見通しなど長期的な視点に立って大局的に評価する。 ・行政評価を政策提言や予算への反映に繋げ実効性のあるものとする。	•実施	
	案、提言内容の充実 を図るため	単位における 調査研究の 充実と政策立			・各種団体等との懇談会など委員会活動をさらに推進。懇談会等の開催後は委員同士の討議を行い次の取り組みに繋げる。 ・委員会所管事務調査を全議員が情報共有し政策提言に繋げる。	▪実施	

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び		決定した実現方策等	
			検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	実施方法等	実施時期 例規改正等
		活動を充実させるための複数所属制の検証	案ができるようにするためには、 専門性を高め、市民の意見等 を反映させることができる委員	きとの意見が多かったが、一方で継続 との意見もあったため、これまでの検 証経過を明らかにするとともに、当分 の間は、現状を維持することとした	・常任委員会活動を充実させるため、議員は複数の常任委員会には所属しない。 ・議員定数の見直しは行わないことを確認しており、委員会数は委員定数を考慮して3常任委員会とする。 ・常任委員会の在り方については今後も議論を深め、 各常任委員会の名称・所管については検討を行う。	・委員会条例を25年第1 回定例会に改正
		0条の2によ る専門的知見 の活用 公募市民や 外部有識者	を受け、議会の政策形成の補 佐的機能を充実させ、政策立 案ができるようにする必要があ る ・調査機関を設置することで調 査・研究を充実させることができ		・議案の審査又は市の事務に関する調査にあたっては、学識経験者等による調査を積極的に活用し、議決の権限を的確に行使する。 ・政策立案などの懸案事項の調査、研究及び検討を行う際は、公募市民、外部有識者などで構成する機関を設置し、市民の意思を的確に反映する。	•実施
開かれた 議会運営 (第23条)	市議会が保有する情報の公開		・議員個々の賛否が合議体としての議会の審議結果につながる。政策決定過程に議会が責任を持つためには、賛否に至る経過や理由等を市民に伝えていかなければならない		・議会が議決責任を果たすとともに、賛否に至る経過や理由等を市民に伝えていくことが必要であり、議会だよりに討論の内容を掲載することとした。	・実施
		会ホームペー ジへの関与	・現在、事務局職員が作成しているホームページに議員が関与していない。的確なタイミングで適切な情報を市民に伝えていくことができるよう組織的に議員が関与する仕組みを構築する必要がある	・議会だより編集委員会がホームページの編集に関与していく	・適切な情報を市民に伝えていくことができるよう、議会ホームページの編集に組織的に議員が関与していく。	-実施

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び	1 ° 2 ° - 2 1 - 421 7 - 4-4-4-44	決定した実現方策等	
			検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	実施方法等	実施時期 例規改正等
		料の事前公 開 審査後の資 料公開	資料配布しているものの、事前 と事後を含めて、ホームページ 等で資料の公開をしていないた め、何が審査されているのか十	内定した議会日程と議案の項目のみ	・議会において何が審議されているのか市民に十分 に伝わっていないため、議案名・議運会議資料の事前 公開、審査後の資料公開を行うこととした。	-実施
		由傍聴の実 現	・委員会の傍聴については、許可制となっている。だれもが希望すれば可能な状態ではあるが、会議の市民への公開の観点から、本会議と同様に自由に傍聴できる環境づくりを進めていく必要がある	・委員会の傍聴は自由傍聴とする	・飯田市議会委員会条例の一部改正を行い原則公開とする。 ・飯田市議会委員会傍聴規則を制定する。	・条例及び規則を改正、 制定
			・インターネット社会において、 インターネットを活用した映像 配信は、各議会において標準 装備となってきている。限られた 経費の中で可能性を模索する 必要がある			- 平成24年第4回定例会 から実施
		レビ中継の実 施	・常任委員会及び特別委員会のテレビの録画撮りについては、委員長許可により対応しているが、テレビ中継は導入されていないため、今後検討を要する	・費用対効果の観点から実施は困難	・開かれた議会運営のため、各種会議のテレビ中継の実施について引き続き検討する。	- 引き続き検討

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び	1 × × × 1 - + × 1 7 + + + 14	決定した実現方策等		
			検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	実施方法等	実施時期 例規改正等	
	の市民説	の継続実施に 向けた根拠づ	を、自治基本条例としているも	会を継続していくことができる方法や 仕組み等について研究・検討を行って	・議会報告会を継続的に実施するため、自治基本条例に開催根拠を規定する。	・自治基本条例に議員間の自由討議を重んじて活動することを規定・平成25年第1回定例会に条例改正(予定)	
		員会の設置 (案)と役割・ 機能等の明	映していくためには、広聴機能	の意見等を政策に反映させるため、広 聴機能を有する「広報・広聴委員会 (案)」を設置する	・議会活動の市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映していくため、また、広報広聴機能を強化するため広報広聴委員会を設置する。 ・議会だより編集発行、議会ホームページの管理運営、市民への出前講座及び議会報告会の企画運営と市民意見の取り扱いなどを担う。	を制定 ・会議規則を改正し「協議 調整の場」と位置づける	
		よる傍聴の学	会の様子を体感することで、子 どもの頃から市政に関心を持っ	と調整し、各学校に働きかける	・議会のしくみ、役割などの説明と議会傍聴をセットで学校側へ提案する。 ・議員による出前講座については、子どもの頃から行政や議会に関心を持ってもらう機会とするため、広報広聴委員会の役割として位置付けていく。	・実施	
		務調査及び 委員会管外			・調査活動等の報告方法を改善し、目的とその成果を明らかにすることで、市民の議会活動に対する理解を 進める。		

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び		決定した実現方策等	
			検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	実施方法等	実施時期 例規改正等
			・合議体としての議会が何をしたのか、何をしようとしているのか発信力が弱いため、必要に応じて情報発信を行い、市民の理解を得る必要がある	・必要に応じて、議長による記者会見を実施する	・議会活動の市民への説明責任を果たすとともに、情報の共有化を図るため、議長による記者会見を行うこととした。	・記者会見開催要項を制定 ・平成24年中に3回開催
		制度導入による市民参加と 議会活動へ	・議会に対する市民の関心は低く、議会活動への市民参加が進んでいないことから、市民モニター制度により、議会に関心を持ってもらい、市民の声を直接議会活動に反映できる体制づくりを進めていく	・早期の導入は見送る	・広報広聴委員会における調査研究事項と位置づけ る。	・広報広聴委員会設置に より研究
			願・陳情者による説明の機会を 設けることで、情報の共有化に	ては、当該案件が付託された委員会	・請願陳情者の説明機会の保障、趣旨説明を希望する請願紹介議員の取り扱いは、現状の委員会条例及び会議規則を確認し、積極的な活用を促進する。	•実施
		参考人制度 の積極的活 用	・委員会において、当該団体の 事務に関して、調査・審査のた めに当事者や利害関係人、学 識経験者からの意見を求めるこ とで、より適切な審査が可能とな る	め、参考人制度を積極的に活用する	委員会審査を充実するため、参考人制度を積極的に 活用する。	・実施
		市民アンケートの実施		・議会改革につなげるため、目的と内容を明確にして、市民アンケートを実施する		・広報広聴委員会設置に より研究

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び		決定した実現方策等	
	_		検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	実施方法等	実施時期 例規改正等
		実現できる事 務局体制		・議会運営ビジョン一覧(案)を実現するため、事務局体制を強化していく	・事務局体制の強化と法制担当者の配置について、議長が市側に申し入れる。 ・議会改革関連の予算増額について、特殊要因として市側に申し入れる。	•実施
市議会議員の責務 (第25条)		がる政策提言	・特定の地域のみならず、市民 全体の市民益につながるような 政策提言を行う必要がある ・各議員が専門性を高め、政策 立案ができるようにしていく必要 がある		・議員活動を通じて、政策提言のためのシーズを拾い上げ、議会における全員参加型の政策形成サイクルに反映させていく。 ・反問権については、理事者側の要望があれば検討する。	▪実施
	政治倫理 の確立		・県下においても政治倫理条例 が可決されている議会もあり、 今後制定に向けた研究が必要 である		・議会改革推進会議におけるこれまでの研究を中間 報告としてとりまとめ、次期推進会議において研究 テーマとする。	・引き続き研究 (中間報告別紙)
	自己研鑽	検討すべき項 目なし				
政策の調 査、審議の ための機 関 (第26条)		目なし	・附属機関の設置については、 設置が必要になった段階にお いて検討すれば良いため、検 討すべき項目なし			
市議会事 務局職員 の責務(第 27条)	市議会の 活動補佐		・議会の専門性に伴い事務局 の専門性が求められることから、 在職年数を拡大し、議会活動を サポートできる体制づくりが必要 となる		・事務局体制の強化と法制担当者の配置について、 議長が市側に申し入れる。 ・議会改革関連の予算増額について、特殊要因として 市側に申し入れる。	•実施
		当の専任化		・議会の政策立案能力を高めるため、 法務担当者の併任を継続させる	・事務局体制の強化と法制担当者の配置について、 議長が市側に申し入れる。 ・議会改革関連の予算増額について、特殊要因として 市側に申し入れる。	-実施

大項目	中項目	目 検討項目 現状と課題及び ようしょ オカザ	決定した実現方策等			
XXI	1 2 1	NII XI	検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	実施方法等	実施時期 例規改正等
追加項目	自治基本条 方法の研究		・条例制定を主導した議会として、市の最高規範である条例に 謳う市民(事業者)及び執行機 関が役割を果たし、もって、協 働による市民が主体のまちづく りがなされているかについて議 論を深める必要がある。		・議会改革推進会議の研究テーマとし、条例全体の検証手法について検討を行っていく。 ・議会条項の研究では、議会及び議会活動の可視化の観点から、引き続き検討する。	∙研究
追加項目	議会改革推 根拠づけ		・議会運営ビジョンにおいて確認された、飯田市議会における不断の議会改革を推進するため。また、その役割を明確にすると共に継続的な取り組みとするため。		・議会改革推進会議設置に関する規程を制定する。	・規程を制定